

配合飼料価格差補てん事業における

補てん積立金および補てん金の税務上の取扱いについて

1 所得税および法人税の取扱い

(1) 通常補てん金積立金

通常補てん金積立金は、4事業年度の基本契約期間ごとに、基金が価格差補てん業務に係る資金として国税庁長官の指定を受けて、所得税法施行令第167条の2項または法人税法施行第136条の要件に該当するものとして、所得の計算上、必要経費または損金の額に算入することができます。

(2) 通常補てん金および異常補てん金

1) 所得税法に該当する者の場合（所得税法第36条1項）

その受け入れた金額は、所得税法の規程に基づく非課税所得の要件に該当しません。従って、その年の収入金額に算入することになります。

2) 法人税法に該当する場合（法人税法第2条2項）

その受け入れた金額は、法人税法の規程に基づく損金算入に該当しません。従って、該当事業年度の損金に算入することになります。

2 消費税法上の取扱い

(1) 通常補てん金積立金

通常補てん積立金は、消費税法第6条および別表1の3ならびに同法施行令第10条第3項第13号（保険料に類する共済掛け金その他保険料に類するものを対価とする役務の提供）に該当し、非課税取扱いとなります。

(2) 通常補てん金および異常補てん金

通常補てん金および異常補てん金は、配合飼料価格の大幅な変動（保険事故）に伴い受け取るものであり、保険金または共済金に準ずるもので、資産の譲渡等に係わる対価に該当せず、不課税取引となります。従って、課税売上げに該当せず、消費税は賦課されません。